配当公告

富山県高岡市問屋町五一番地
　破産者　株式会社金興産業
右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成十九年（フ）第二三八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　優先債権　金五〇、九〇四、三八六円
一、配当をすることができる金額
　優先債権　金五〇、九〇四、三八六円
平成二十一年十二月二十一日
　富山県高岡市中川上町九番六号
　破産管財人　本多　利光

配当公告

愛知県北名古屋市鹿田二五一二番地一
　破産者　株式会社カワヤス
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二〇年（フ）第三三五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金九五、一五五、二四六円
　（内優先債権額金八六〇、九〇〇円）
一、配当することのできる金額
　金一二、五五八、四四一円
　（内優先債権額金八六〇、九〇〇円）
平成二十一年十二月二十一日
　名古屋市中区丸の内三丁目一三番二六号加藤ビル二階　破産管財人　山根　尚浩

配当公告

名古屋市中区伊勢山一丁目一番一号
　破産者　株式会社宣報社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金三五三、四三六、一二二円
一、配当することのできる金額
　金四八、〇八八、六一一円
平成二十一年十二月二十一日
　名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号石塚ビル四階弁護士法人あおば法律事務所
　破産管財人　山田　幸彦

配当公告

大阪府大阪市北区西天満三丁目三番七号
　破産者　ダイエーファーム株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第六三九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金六九〇、四一一、九二九円
一、配当することのできる金額
　金二七七、七六八、六三〇円
平成二十一年十二月二十一日
　大阪市北区南森町二―一―二九三井住友銀行南森町ビル三階　コスモ法律事務所
　破産管財人　阪井千鶴子

配当公告

大阪府吹田市内本町三丁目二四番一七号
　破産者　清水住宅株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第六三九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金九六八、二八一、一八五円
一、配当することのできる金額
　金三六三、六八三、一六六円
平成二十一年十二月二十一日
　大阪市北区南森町二―一―二九三井住友銀行南森町ビル三階　コスモ法律事務所
　破産管財人　阪井千鶴子

配当公告

兵庫県宝塚市野上三丁目五番一一号
　破産者　清水　秀男
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第六三九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金七八七、二六五、八六九円
一、配当することのできる金額
　金八二、四一七、〇一五円
平成二十一年十二月二十一日
　大阪市北区南森町二―一―二九三井住友銀行南森町ビル三階　コスモ法律事務所
　破産管財人　阪井千鶴子

配当公告

山口県柳井市南町二丁目八五番六
　破産者　株式会社酒倉遠崎
右の者に対する山口地方裁判所岩国支部平成二十年（フ）第一〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金四四八、七八七、八二三円
一、配当することのできる金額
　金一七、九二三、一九一円
平成二十一年十二月二十一日
　山口県岩国市今津町一丁目八番二一号
　破産管財人　出口　裕理

配当公告

徳島市沖浜一丁目九番地二、商業登記簿上の本店所在地徳島市佐古一番町八番九号
　破産者　株式会社ジョイメイト・システムソリューションズ
右の者に対する徳島地方裁判所平成二十一年（フ）第二五〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金六九、一五九、〇一〇円
一、配当することのできる金額
　金三、三四八、八八八円
平成二十一年十二月二十一日
　徳島市新蔵町三丁目九番地一
　破産管財人　小巻　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山五条一二丁目七八番地、最後の住所北海道旭川市春光台一条三丁目一番二号　被相続人　亡　眞嶋　賢司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十二月二十一日
　北海道旭川市東旭川北一条四丁目一五番二一号　相続財産管理人　阿部　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市西川田五丁目一三〇一番地三、最後の住所栃木県宇都宮市西川田本町二丁目一一番八号　被相続人　亡　尾田　但主
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十二月二十一日
　栃木県宇都宮市桜一丁目一―三プレジール桜二―Ｂ　ヤマト綜合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　貝塚　美浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市簗瀬町一五番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　フサ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十二月二十一日
　栃木県宇都宮市桜一丁目一―三プレジール桜二―Ｂ　ヤマト綜合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　貝塚　美浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区江北七丁目二七番、最後の住所東京都足立区江北七丁目二七番一二―九〇四号　被相続人　亡　阿部　昭人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十二月二十一日
　千葉県白井市池の上一丁目三一―一二
　相続財産管理人　弁護士　原島　克己

第56期決算公告

平成21年12月21日　千葉県東金市小沼田字午開1624番地1
日本クライス株式会社
取締役社長　櫻井　久夫

貸借対照表の要旨　（平成21年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,194,497	流動負債	2,031,684
固定資産	749,461	固定負債	926,715
		株主資本	985,311
		資本金	95,000
		資本剰余金	90,000
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	800,311
		利益準備金	46,250
		その他利益剰余金	754,061
		（うち当期純利益）	(131,802)
		評価・換算差額等	246
		その他有価証券評価差額金	246
資産合計	3,943,958	負債・純資産合計	3,943,958